

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	予算経理室	1頁
公 告	公益法人の設立の許可	予算経理室	1頁

規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

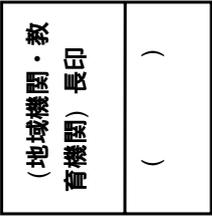
平成十七年二月七日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十六号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表中地域機関及び教育機関の長印の項を次のように改める。

地域機関 及び教育 機関の長 印	三方二		書 て ん	木	公文書用	各地域機関及び教育機関（県立学校の分校を除く）
	三方二		書 て ん	木	公文書用	桑名高等学校衛生看護分校 (一) 南伊勢高等学校度会分校 (一) 南伊勢高等学校南島分校 (三) 養護学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 (一) 尾鷲高等学校長島分校 (一)

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

公 告

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により公益法人の設立を次のとおり許可しました。

平成17年2月7日

三重県教育委員会

許可年月日	平成17年2月2日
法人の名称	社団法人元気クラブいなべ
事務所の所在地	三重県いなべ市大安町大井田2669番地3

 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社